

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 総務・市民協働部  
 総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7  
 株T-Flap

## 目次

### 規 則

- 規則第4号 宇治市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則……………(消防総務課) ……3
- 規則第5号 宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(建築指導課) ……3
- 規則第6号 宇治市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(歴史まちづくり推進課) ……3
- 規則第7号 宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……4
- 規則第8号 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(介護保険課) ……4
- 規則第9号 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(介護保険課) ……5
- 規則第10号 宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(介護保険課) ……5
- 規則第11号 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(介護保険課) ……6
- 規則第12号 宇治市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則及び宇治市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則……………(介護保険課) ……7
- 規則第13号 宇治市職員の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……7
- 規則第14号 宇治市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(住宅課) ……7
- 規則第15号 行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則……………(人事課) ……8
- 規則第16号 宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……8
- 規則第17号 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……9

- 規則第18号 宇治市職員服装規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……10
- 規則第19号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……10
- 規則第20号 宇治市子ども家庭センター設置規則……………(子ども福祉課) ……10
- 規則第21号 宇治市財務規則の一部を改正する規則……………(会計室) ……11
- 規則第22号 宇治市消防団規則の一部を改正する規則……………(消防総務課) ……11
- 規則第23号 宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) ……11

### 告 示

- 告示第29号 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱の一部を改正する要綱……………(介護保険課) ……14
- 告示第30号 中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱……………(産業振興課) ……14
- 告示第31号 中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱……………(産業振興課) ……14
- 告示第34号 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定訪問介護相当サービス事業所等の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱……………(介護保険課) ……14
- 告示第35号 宇治市指定金融機関等事務取扱要綱の一部を改正する要綱……………(会計室) ……14
- 告示第36号 宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会設置規程の一部を改正する規程……………(長寿生きがい課) ……15
- 告示第37号 宇治市保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱……………(保育支援課) ……15
- 告示第38号 宇治市文書区分等に関する要綱の一部を改正する要綱……………(人事課) ……15
- 告示第39号 宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱……………(保育支援課) ……16
- 告示第43号 令和6年度固定資産の価格等の登録……………(税務課) ……18

- 告示第44号 指定居宅介護支援事業所の指定  
.....（介護保険課）…18
- 告示第45号 宇治市景観計画の変更  
.....（歴史まちづくり推進課）…18
- 告示第46号 公金事務の委託.....（市民課）…18
- 告示第47号 議決予算の公表.....（財政課）…18
- 告示第48号 指定地域密着型サービス事業者の指定  
.....（介護保険課）…27

## 訓 令 甲

- 訓令甲第1号 宇治市業者選定委員会設置規程の一部を改正する  
規程.....（契約課）…27
- 訓令甲第2号 宇治市事務決裁規程の一部を改正する規程  
.....（人事課）…27
- 訓令甲第3号 行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓  
令.....（人事課）…27

## 公 告

- 公告第11号 西宇治中学校施設長寿命化改修工事（その2）に  
係る条件付一般競争入札.....（契約課）…28
- 公告第12号 東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その2）に  
係る条件付一般競争入札.....（契約課）…30
- 公告第13号 平盛デイホーム空調設備改修工事に係る条件付一  
般競争入札.....（契約課）…32
- 公告第14号 物品（軽ダンプ車）の売払いに係る一般競争入札  
.....（まち美化推進課）…34
- 公告第15号 物品（小型トラック車）の売払いに係る一般競争  
入札.....（まち美化推進課）…35
- 公告第16号 公聴会の開催.....（都市計画課）…37

## 消 防 本 部

- 訓令甲第2号 宇治市消防署組織規程等の一部を改正する規程  
.....37
- 訓令甲第3号 宇治市火災予防規程の一部を改正する規程.....38

## 議 会

- 規程第1号 宇治市議会事務局規程の一部を改正する規程.....38

## 教 育 委 員 会

- 規則第1号 行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則  
.....38
- 告示第5号 教育委員会の招集.....39
- 訓令甲第1号 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規  
程.....39

## 公 平 委 員 会

- 規則第1号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規  
則.....40

## 監 査 委 員

- 告示第1号 宇治市監査基準の一部を改正する基準.....40
- 告示第2号 宇治市監査委員事務局規程の一部を改正する規程  
.....40

- 公表第6号 定期監査の結果に基づく措置の通知.....40
- 公表第7号 定期監査の結果に関する報告の公表.....41

## 農 業 委 員 会

- 告示第1号 宇治市農業委員会規程の一部を改正する規程.....41
- 公告第3号 農業委員会定例総会の招集.....41

## 公 営 企 業

- 規程第1号 宇治市企業職員給与支給規程の一部を改正する規程  
.....41
- 規程第2号 宇治市水道検針業務委託規程の一部を改正する規程  
.....42
- 規程第3号 宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の  
勤務条件に関する規程の一部を改正する規程.....42
- 規程第4号 宇治市上下水道部公印規程等の一部を改正する規程  
.....42
- 告示第3号 宇治市水道事業及び下水道事業取納取扱金融機関事  
務取扱要綱の一部を改正する要綱.....49
- 告示第4号 公金事務の委託.....49
- 告示第5号 公金事務の委託.....49

# 規 則

宇治市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年3月22日

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市規則第4号

宇治市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則  
宇治市消防団員の服制等に関する規則(昭和29年宇治市規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1の男子消防団員用服制の部盛夏服の項中「ふた付きポケット」を「蓋付きポケット」に、「そでは、半そで」を「袖は、長袖」に改め、同部作業服の項を次のように改める。

作業服	上衣	色又は地質	アポロキャップと同様とし、胸囲及び袖にオレンジ色を配する。	
		製式	前面	シャツカラーとし、掛け合わせにファスナーを付ける。 胸部の左右に各1個の蓋付きポケットを付ける。 袖は、長袖とし、袖口にファスナーを付ける。 左胸ポケットの上部に宇治市消防団の文字を表示する。 形状は、図のとおりとする。
			後面	KYOTO及び宇治市消防団の文字を反射材で表示する。 形状は、図のとおりとする。
	階級章	冬(合)服と同様とする。		
ズボン	色又は地質	アポロキャップと同様とし、両もも外側のポケットにオレンジ色を配する。		
	製式	長ズボンとし、両もも外側及び左側後方に各1個の蓋付きポケットを付け、両もも及び右側後方に各1個のポケットを付ける。 形状は、図のとおりとする。		

別表第1の男子消防団員用服制の部ベルトの項中「前金具の形状及び寸法は、図のとおり」を「作業服用は、オレンジ色のレンジャーベルト」に改め、同表の女子消防団員用服制の部作業服の項を次のように改める。

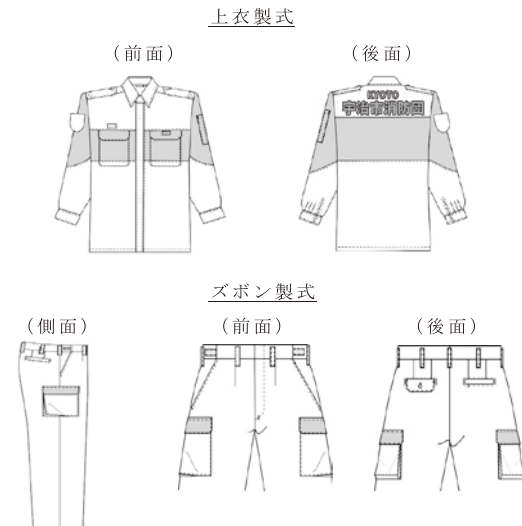
作業服	上衣	色又は地質	男子消防団員用服制と同様とする。	
		製式		前面
				後面
	階級章			
ズボン	色又は地質			
	製式			

別表第1の女子消防団員用服制の部ベルトの項中「前金具の形状及び寸法は、男子消防団員用服制と同様」を「作業服用は、オレンジ色のレンジャーベルト」に改め、同表の表以外の部分男子消防団員用服制の部第5項及び第6項を次のように改める。

## 5 盛夏服



## 6 作業服



別表第1の表以外の部分男子消防団員用服制の部第8項を削り、同表の表以外の部分女子消防団員用服制の部第4項を削り、第5項を第4項とする。

別表第2の消防団員防火被服服制の部防火帽の項中「銀の」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(掲示済)

宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年3月25日

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市規則第5号

宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

宇治市建築基準法施行細則(平成5年宇治市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第7項の表中「第138条第3項第2号」を「第138条第4項第2号」に改める。

第5条第2項の表以外の部分中「第3項」を「第3項若しくは第137条の12第6項若しくは第7項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年3月26日

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市規則第6号

宇治市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市屋外広告物条例施行規則（平成22年宇治市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「以内の区域」を「以内の区域（都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画国道24号沿道安田町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域を除く。）」に改める。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「㊟」を削る。  
別記様式第5号及び別記様式第6号中「あて」を「宛て」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第7号中「㊟」を削る。  
別記様式第10号中「あて」を「宛て」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年3月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第7号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和28年宇治市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第4条及び第5条を1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（併給禁止）

第4条 条例第10条に規定する特殊勤務手当の支給を受ける職員には、当該手当に係る作業等に従事したことに対して支給されるべき他の特殊勤務手当（以下この条において「他の特殊勤務手当」という。）は支給しない。ただし、他の特殊勤務手当の額が条例第10条に規定する特殊勤務手当の額を超えるときは、当該手当は支給せず、他の特殊勤務手当を支給する。

別表中

道路の維持補修業務従事手当	1日	400円	
---------------	----	------	--

を

道路の維持補修業務従事手当	1日	400円	
災害応急作業等従事手当	1日	840円	当該作業が著しく危険であると市長が認める場合又は市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は、勤務1日につき1,680円とする。

に改める。

別記様式中「第6条」を「第7条」に、「年月日」を「年月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、令和6年1月1日から適用

する。

（揭示済）

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第8号

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則  
宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年宇治市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第5条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第6条第1項ただし書中「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第11条ただし書中「同一敷地内にある」及び「同一敷地内の」を削る。

第13条の10第1項ただし書、第15条第1項ただし書並びに第20条第1項ただし書及び第2項中「同一敷地内にある」を削る。

第24条第1項各号列記以外の部分中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する次の各号に掲げる」を「他の事業所、」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「第32条第3号」を「第32条第3項及び第69条第3項」に改める。

第25条第5項の表の中欄中

「前条第1項第1号から第7号までに掲げる施設等」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院」に

前条第1項第1号から第7号までに掲げる施設等
------------------------

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院
--

、「前条第1項第1号から第7号までに掲げる施設等、」を「前項中欄に掲げる施設等、」に改める。

第26条第1項ただし書中「第24条第1項第1号から第5号まで」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護老人福祉施設
- (5) 介護老人保健施設
- (6) 介護医療院

第32条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第39条に次の1項を加える。

2 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における前項第3号アの適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

- (1) 条例第145条において準用する条例第103条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の

確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

- ア 利用者の安全及びケアの質の確保
- イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
- ウ 緊急時の体制整備
- エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
- オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第40条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。  
 第45条中第2号を削り、第3号を第2号とする。  
 第52条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。  
 第59条第6号本文中「医療法」を「医療法（昭和23年法律第205号）」に改める。

第61条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第69条第1項各号列記以外の部分中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する次の各号に掲げる施設等」を削り、同項各号を削る。

第70条第6項中「前条第1項各号」を「次の各号」に、「、前条第1項各号」及び「、同項各号」を「、当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 介護医療院

第71条第1項ただし書中「第69条第1項各号」を「前条第6項各号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
(掲示済)

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第9号

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年宇治市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書並びに第8条の2第1項ただし書及び第2項各号列記以外の部分中「同一敷地内にある」を削る。

第14条第1項各号列記以外の部分中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する次の各号に掲げる」を「他の事業所、」に改め、同項各号を削る。

第15条第5項の表の中欄中

「」を「」に

前条第1項第1号から第7号までに掲げる施設等

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設（法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設。以下同じ。）、介護老人保健施設又は介護医療院

、「前条第1項第1号から第7号までに掲げる施設等、」を「前項中欄に掲げる施設等、」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「第14条第1項第1号から第5号まで」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護老人福祉施設
- (5) 介護老人保健施設
- (6) 介護医療院

第22条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所（地域密着型サービス基準条例第79条第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第23条第3項中「が併設され」を「（地域密着型サービス基準条例第79条第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）が併設され」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
(掲示済)

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第10号

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成27年宇治市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（従業者の員数）」に改め、同条中「第5条」を「第5条各項」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（指定介護予防支援の業務の委託）

第4条の2 条例第15条第4号の規則で定めるものは、第6条（第33号を除く。）及び第7条の規定とする。